## 固定資産(土地・家屋)価格決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

美唄市長印

地方税法第417条の規定により、下記のとおり決定された家屋の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので通知します。

年度 価格等(カッコ内は修正前の額) 区分所 在地 番地 目地 積 固定資產税 価 格特 額 例 課税標準額 円 円 円 n ) ) ) 円 円 円 土 ) ) ) 円 円 円 地 ) ) ) 円 円 円 ) 価格等(カッコ内は修正前の額) 家屋番 種 区分所 在 類床面積 固定資産税 묶 格 特 例 額 課税標準額 円 円 円 n ) ) ) 円 円 円 家 ) ) ) 円 円 円 屋 ) ) 円 円 円 ) 決定(修正)の事由

## 不服申立

- 1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)決定(以下、「処分」といいます。)の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。